

## 平成28年第4回度会町議会定例会会議録

招集年月日 平成28年12月6日

招集場所 度会町議会議場

開議 平成28年12月6日（午前9時00分）

出席議員	1番 若宮 淳也	2番 西井 仁司	3番 溝口 周生
	4番 岡村 広彦	5番 舟瀬 勝	6番 登 喜三雄
	7番 濱岡 裕之	8番 牧 幸作	9番 木本タエ子
	10番 福井 秀治	11番 八木 淳	

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 順一	福祉・環境課長	岡田 美和
副 町 長	藤田 心作	水道課長	山下 弘文
総 務 課 長	西岡 一義	産業振興課長	山下 喜市
総務課防災・IT担当課長	中西 章	建設課長	北村 晴紀
政策調整課長	中井 宏明	会計管理者兼出納室長	中川美知彦
税 務 課 長	中井 均	教育委員会教育長	中西 正典
住民生活課長	岡谷 吉浩	教育委員会事務局長	作野 和幸

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	森井 裕	書 記	迫本 晃
書 記	中川 知央	書 記	大谷 悦正

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案の上程（議案第60号～議案第74号）
- 日程第5 提案理由の説明（議案第60号～議案第74号）
- 日程第6 質疑（議案第60号～議案第74号）
- 追加日程第1 議員提出議案の上程（発議第8号）
- 追加日程第2 提案理由の説明（発議第8号）
- 追加日程第3 質疑（発議第8号）
- 日程第7 常任委員会付託（議案第60号～議案第72号）

## 上程議案

- 議案第60号 平成28年度度会町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第61号 平成28年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第62号 平成28年度度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第63号 平成28年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 平成28年度度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第65号 平成28年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第66号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第67号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 議案第68号 度会町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第69号 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第70号 度会町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 三重州市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重州市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 議案第72号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第73号 度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第74号 度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 発議第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

## ◎開会の宣告 （9時00分）

- 議長（八木 淳） ただ今の出席議員は11名で、定足数に達しておりますので、平成28年第4回度会町議会定例会を開会いたします。
- 直ちに、本日の会議を開きます。

## ◎会議録署名議員の指名

- 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
- 今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において指名いたします。

5番 舟瀬 勝 議員

6番 登 喜三雄 議員

## ◎会期の決定

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

今期、定例会の会期は、本日から12月15日までの10日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

## ○議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日から12月15日までの10日間に決定いたしました。

なお、今期定例会の日程は、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

## ◎諸般の報告

日程第3 諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定による平成28年9月分、10月分及び11月分の出納検査の結果報告が提出されておりますので、細部については、事務局において御高覧をいただきたいと思います。

次に、今期定例会の議事説明員として出席通知のありました者の職・氏名を一覧表にして、お手元に配付いたしましたので、御了承をお願いいたします。

また、町長より広報掲載のため「議会開催中の写真を撮影したい」との申し出がありましたので、撮影の許可をいたしました。皆様の御協力をお願いいたします。

## ◎議案の上程(議案第60号～議案第74号)

日程第4 本日、町長より提出されました議案第60号から議案74号までを、お手元に配付いたしました議案一覧表により一括上程し、議題といたします。

## ◎提案理由の説明(議案第60号～議案第74号)

日程第5 それでは、提案者町長より提案理由の説明を求めます。

中村町長。

## ○町長(中村 順一) 皆さん、おはようございます。

平成28年第4回度会町議会定例会を招集させていただきましたが、大変年の瀬も押し迫っており、公私とも何かと御多忙の折に、御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

それでは、早速でございますが、今期定例会に御提案いたしました議案は、予算関係が6件、条例関係5件、その他協議4件の合計15議案でございます。

議案の順に従いまして、それぞれの概要を御説明させていただき、提案理由とさせていただきます。

まず、議案第60号 平成28年度度会町一般会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ1億4,409万9,000円を追加させていただきまして、予算総額を36億9,570万6,000円といたすものでございます。

このたびの補正予算につきましては、本年度事業を精査し、来年度の事務事業を見据えた上で、本年度中に実施すべき喫緊の課題解決に要する費用の計上及び基金の積み立て、人事院勧告を尊重した職員等の給与改定による人件費の追加計上が、主要なものとなっておりますが、その他今期定例会におきまして予算措置が必要なものを計上いたしております。

それでは、まず歳入から、科目の順に主なものにつきまして、御説明をいたします。

まず、8ページをごらんください。

款9 地方交付税に、今後追加が見込まれます普通交付税5,402万2,000円と特別交付税の3,000万円を追加計上いたしております。

次の款11の分担金及び負担金、項2 分担金、目3 林業費分担金では、県からの予算が配分を今期されませんでしたので、林道注連指西線にかかる地元分担金の136万4,000円を減額しております。

次の款12 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 土木使用料、節2 施設管理使用料では、遊水プール鏡への入場者が、ありがたいことに予定いたしておりました人数より6,000人以上多い3万2,700名余りとなりましたことから、287万7,000円を追加計上させていただきました。

次の款13 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金では、節1 社会福祉総務費負担金に、国民健康保険保険基盤安定負担金の平成28年度分が確定したことから、601万1,000円を追加計上いたしております。

次に、9ページ、項2 国庫補助金、目4 農林水産業費国庫補助金では、国の予算配分が、当初の予定額を下回っていたために美しい森林づくり基盤整備交付金452万5,000円を減額いたしております。

続く、目6 の教育費国庫補助金では、小学校校舎への多目的トイレ設置事業に対する補助金を316万7,000円追加計上しております。

次の款14 県支出金、項1 県負担金、目2 民生費県負担金では、節1 社会福祉総務費負担金に、国庫支出金と同様に、国民健康保険保険基盤安定負担金の1,024万8,000円を、追加計上いたしております。

次に、節3 老人福祉費負担金では、後期高齢者保険基盤安定負担金本年度分が確定しましたことから、115万7,000円を減額いたしております。

次に、10ページ、項2 県補助金、目4 農林水産業費県補助金、節5 林業振興費補助金では、先に説明させていただきましたように、予算の配分がなされませんでし

たことから、美しい森林づくり県補助金362万円及び、県単林道費補助金500万円を減額をしております。

次の款17の繰入金、項1特別会計繰入金、目3後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、平成27年度療養給付費負担金が返還されることから、532万6,000円を追加計上しております。

次の款18繰越金には、先の議会におきまして決算の認定がされましたので、前年度繰越金として残額の3,872万7,000円を追加計上いたしております。

次に、11ページの款20町債では、町道川南線整備事業を実施するための財源として辺地対策事業債の570万円を追加計上いたしております。

なお、地方債補正につきましては、地方自治法230条第2項により、5ページの「第2表 地方債補正」に記載しておりますので、御高覧のほどをよろしく願いたします。

以上をもちまして、歳入の概要の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の概要について、御説明いたします。

幾つかの予算科目におきまして、給料、職員手当等の人件費を追加あるいは減額をいたしておりますが、これは人事院勧告を尊重してによるものと昇給の調整によるものであるために説明を省略をさせていただきますので、御了解をお願いをしたいと思います。

まず、12ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費におきましては、町が実施しております子育て支援に関する分野において、平成29年度から、一部業務委託を導入すべくことを検討していることなどから、行政改革プラン策定を次年度以降に延期すべきであると判断をいたしましたことから、節13委託料におきまして、次の13ページの度会町行政改革プラン策定支援業務委託料を160万円減額をいたしております。

次に、15ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節20扶助費では、医療費の伸びが当初の見込みよりも大きいことなどから福祉医療費補助金を192万1,000円を追加計上しております。

また、節28の繰出金では、歳入で説明させていただきましたように、平成28年度分が確定したことなどから2,154万7,000円を国保の特別会計繰出金として追加計上しております。

次の目2障害福祉費、節20扶助費におきましては、就労移行支援利用者が1名増加しますことなどから112万円を追加計上させていただきました。

次に、16ページ、目3老人福祉費、節28繰出金では、後期高齢者医療の平成28年度保険基盤安定分が確定したことから、特別会計への繰出金を149万1,000円減額しております。

次に、17ページ、項2 児童福祉費、目4 児童福祉施設費、節7 賃金では、本年4月以降の保育ニーズに対応すべく保育所の受け入れ態勢を整えるために、新たに臨時保育士を任用したことなどにより360万円を追加計上しています。

節18の備品購入費では、安全でおいしい給食を提供できるように、保育所給食用調理器具等整備に要する費用462万3,000円を追加計上しています。

次に、18ページ、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費、節28 繰出金でございますが、簡易水道事業に係る本年度事業を精査し、統合整備事業・町単独分を367万円、そして、法適化経費を353万円それぞれ減額をいたしました。また、町道川南線の整備に伴う西部簡易水道の立花口配水管の布設替えに要する費用を600万円などを追加計上いたしましたので、繰出金としましては差し引きをしますと、146万6,000円減額いたしております。

次に、20ページ、款5 農林水産業費、項2 林業費、目2 林業振興費、節13 委託料では、歳入でも御案内のとおり、国等の予算配分による事業費精査によりまして、森林環境創造事業委託料を865万円減額をしております。

次の目3の林道事業費、節15 工事請負費におきましても、県補助金が配分されないことから、林道川上線及び注連指西線の改良事業を見送る必要が生じたので、1,000万円の減額をいたしております。

次に、22ページ、款7 土木費、項2 道路橋梁費、目2 町道新設改良費では、本年度事業の精査によりまして、工事請負費として今後不足いたします1,500万円を追加計上しております。

次に、款8 消防費、項1 消防費、目4 防犯活動費、節15 工事請負費におきましては、かねてから設置が望まれていました防犯カメラを、信号機のある棚橋交差点に設置すべき289万円を追加計上いたしております。

次に、23ページ、款9 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費、節15 工事請負費では、現在既に必要とされています校舎内への多目的トイレ設置等に要する費用960万円を追加計上いたしております。

次に、25ページの項5 保健体育費、目3 学校給食施設費では、学校給食センター蒸気管改修工事が完成をいたしましたので、不用となりました130万円を減額をいたしております。

次の款12の諸支出金、項2 基金費でございますが、目1 財政調整基金には、地方財政法の第7条の規定によりまして、6,400万円を計上しています。

また、目2 町債管理基金費には500万円、目3の教育施設整備基金費には1,000万円、目7 まちづくり施設等整備基金費には1,000万円を計上いたしておりますのは、度会町の各基金条例によるものでございます。

以上、歳出についての説明とさせていただきます。

それでは、議案第60号の説明を終わりました、続きまして、議案第61号 平成28年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ2,227万1,000円を追加し、予算総額を10億2,571万8,000円といたすものでございます。

今回の補正予算は、平成28年度分が確定したことから、歳入の6ページ、款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金に、保険税軽減分として965万8,000円、節2保険者支援分として1,202万4,000円など合計で2,154万7,000円を、そして、一般会計から繰り入れ、歳出7ページの款2の保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費などとして計上しているということが主な内容でございます。

続きまして、議案第62号 平成28年度度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ5,659万3,000円を追加し、予算総額を3億313万9,000円といたすものでございます。

6ページの歳入、款5繰入金、項1他会計繰入金につきましては、議案第60号一般会計補正予算で御説明を申し上げましたとおり、一般会計繰入金を146万6,000円減額をいたしております。

項2の基金繰入金につきましては、平成29年度に上水道事業へ移行することとしており、事業を管理運営するに当たりまして、簡易水道事業基金を廃止することが望ましいとの考えに至りましたので、度会町簡易水道事業基金の全額を繰り入れるべく3,033万1,000円を追加計上するものでございます。

次の款6繰越金には、前年度繰越金として残額の572万8,000円を追加計上いたしております。

次の款7諸収入には、平成27年分消費税還付金として2,200万円を追加計上いたしております。

次に、8ページからの歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料では、地域水道ビジョンなどを、上水道事業創設認可に合わせて策定することといたしておりましたが、県のビジョンがまだできておらず、県計画との整合性を図ることができませんので、本年度の策定を見合わせることいたしましたことから、この不用額706万円を減額するものでございます。

次の款2簡易水道費、項1簡易水道費、目1簡易水道維持費、節11の需用費では、浄水場の新設などにより滅菌用薬品代等の不足をきたしていることから155万1,000円を追加計上いたしております。

次の目2簡易水道新設改良費では、町道川南線立花口工事及び県道改良工事等に附帯いたします工事所要額を1,200万円を追加計上しております。

次に、9ページ、款4諸支出金、項1基金費、目1簡易水道事業基金費に基金積

立金として4,952万9,000円を追加計上いたしています。

基金を廃止することといたしておりますので、予算編成上の処置をさせていただきました。

続きまして、議案第63号 平成28年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、決算上の生じた剰余金を基金に積み立てるため今回、歳入歳出それぞれに44万1,000円を追加し、予算総額を99万8,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第64号 平成28年度度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、人件費の補正を要因として、今回、歳入歳出それぞれ7万6,000円を増額し、予算総額を9億1,752万1,000円といたすものでございます。

なお、参考資料でございますが、7ページの歳出、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費におきまして、本年4月1日から利用定員18人以下の通所介護事業所が地域密着型サービスへ移行したところでございますが、給付の請求がなされるまで、いずれか判断できない状況にありましたので、これまでの実績に基づきまして、2,900万円につきましては、支出科目を目1居宅介護サービス給付費から、目3地域密着型サービス給付費へ変更して、予算編成をいたしております。

続きまして、議案第65号 平成28年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございますが、過年度分の療養給付費の精算などが主たる要因となりますが、前年度の繰越金も財源充当し精算することで、歳入歳出それぞれ606万円を追加して、予算総額を1億9,070万4,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第66号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、人事院の平成28年8月8日付「国家公務員の給与に関する勧告」により、「度会町職員給与条例」の改正を行うことに伴い、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合の改正を行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第67号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例についてでございますが、人事院の平成28年8月8日付「国家公務員の給与に関する勧告」により、民間給与との格差等に基づく給与改正及び扶養手当の見直しを実施されたため、当町職員の給与等支給に関する現状を勘案し、当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第68号 度会町税条例の一部を改正する条例について及び議案第69号 度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、この両議案はいずれも、平成28年3月31日に公布されました「所得税法等の一部を改正する法律」により、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」の一部が改正され、平成29年1月1日から施行されること

に伴いまして、特例適用利子等及び特例配当等の所得についての規定を定めるための関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

議案第70号 度会町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例についてでございますが、「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」が、平成28年4月1日施行されたことに伴い、農業委員の選出方法が従来の公選制から選任制へと変更され、新たに農地利用最適化推進委員が新設されたために関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第71号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてでございますが、平成29年3月31日をもって松阪飯多農業共済事務組合及び伊勢地域農業共済事務組合が解散し、三重県市町公平委員会から脱退することに伴い、当該公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約を、変更することについて、地方自治法第252条の7第2項の規定により、関係地方公共団体と協議する必要があるために、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第72号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございますが、別紙の辺地における公共的施設の整備を推進するため、財政上の特別措置（辺地対策事業債）を受け進めたく、平成28年度の計画において変更が生じたため、町議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更して定め、これを総務大臣に提出するものでございます。

続きまして、議案第73号及び議案第74号は、度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、本年12月26日をもって度会町教育委員会委員が2名任期満了を迎えられます。

このため、議案第73号は、新たに度会町栗原138番地5 西田英紀氏を度会町教育委員会委員に選任したいため、また、議案第74号は、度会町立岡415番地1 山本操氏を度会町教育委員会委員に再任をしたいので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきますが、詳細につきましては、追って各委員会におきまして、それぞれ各担当課から御説明を申し上げますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

**○議長（八木 淳）** 以上で、提案理由の説明は終わりました。

暫時、休憩いたします。

（9時29分休憩）

（9時38分再開）

○議長（八木 淳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎質疑（議案第60号～議案第74号）

日程第6 これより議案に対する質疑を行います。

議案第60号「平成28年度度会町一般会計補正予算（第3号）」に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

議案第60号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第61号「平成28年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第62号「平成28年度度会町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」、議案第63号「平成28年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」の3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

登喜三雄議員。

○6番（登 喜三雄） 議案第62号の簡水の特別会計の補正予算について、少し勉強させていただきたいと思い、質問をさせていただきます。

ページで申し上げますと、簡水会計の6ページ、歳入の。まず、1点目でございますけれども、ここで一般会計からの繰入金が生計上されております。その中で、一番下段の西部簡水の敷設替の事業繰入金600万円が生計上されております。町長さんの御説明にもありましたように、川南線の敷設替に伴うものなことなんですけれども、また関連いたしまして歳出のほうで1,200万円ほどの工事請負費が生計上されております。この600万円につきましては、これから工事がされるんだと思いますけれども、入札が行われまして事業が今後確定するんだと思います、事業額が確定するんだと思います。確定に伴います精算についての考え方を、1点お伺いをいたしたいと思っております。

もう一点、これは勉強させていただきたいと思っております。町長さんの提案説明にございましたように、あったんですけれども、基金条例を廃止して、上水道に伴う予算措置を行うんだということでございます。まず歳入のほうで廃止に伴って簡水基金からの繰入金が3,000万円余り、それから歳出のほうで、ここがちょっと私がよく理解せんところなんですけれども、一度廃止して崩したものを改めまして最後の最下段のところなんですけれども4,900万円余りを再度積み立てるという予算編成、補正予算になっております。町長さんの説明では、基金を廃止することといたしておりますが、予算編成上の措置でございますと御説明いただきました。少し私の理

解力が乏しいんだと思うんですけれども、御説明をいただきたいと思います。

○議長（八木 淳） 山下水道課長。

○水道課長（山下 弘文） 登議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、第1点目の一般会計からの繰入金の考え方なんですけれども、西部簡易水道配水管の布設替の整備事業繰入金といたしまして600万円で、歳出の川南線の工事をさせていただきます。

事業費のほうが確定して、確定金額を一般会計から金額確定後に精算繰入金の形で入れさせていただいたというふうに考えさせていただいております。

2点目につきましては、少しわかりづらかったかと思うんですけれども、基金条例を廃止することに伴いまして、まず、歳入の繰入金で、平成27年度末の残高が6,555万1,846円ございますので、その全額を一旦簡水会計に入れる繰り入れ措置をさせていただきます。

現在、基金が当初で繰り入れ措置させていただいたのは、事業に当てさせていただいておりますもので、この3,033万1,000円と、それと今回諸収入等で上げさせていただきました雑入の消費税の還付金と同じ2,200万円等の補正財源がございますので、現在で基金積み立てを行えるのは4,952万9,000円という数字が出てきております。今年の予算計上も見ていただければわかりますように、繰越金のほうが1,000万円ぐらいしか、平成27年から平成28年のときもございませんでした。新会計になったときに手持ちの資金のほうが繰越金はわずかの金額では運用にも支障を来すということで、今回上げさせていただきました基金積立金のほうを、基金積立金として上げてはいけないと思うんですけれども、不執行という形で基金積立金相当金を繰越金に上乘せして、新会計のほうへ移行したいということで、基金積立金という科目に計上させていただいておるんですけれども、現在、考えているところの基金積立金相当分ということで、こちらのほうで金額上げさせていただいております。特別会計歳入歳出同額で予算の関係で、ほかの歳出科目で不執行でもいいんですけれども、こちらのほうが皆さんに基金相当分を繰越というふうに新会計に移るときにはわかってもらいやすいかなという考えのもとで、予算科目の計上をさせていただきます。

以上です。

○議長（八木 淳） 登喜三雄議員。

○6番（登 喜三雄） まず、1点目の川南線の敷設替えに関しましては、精算で繰り入れるということでまあ、いいかと理解をさせていただきます。

只ひとつ、今後企業会計に移行されるんですけれども、それで一般会計、この関係におきましては、私自身は受委託が望ましいのではないかなと思っていますので、一つ勉強をしておいていただきたいと思います。

2点目のやつ、基金繰入金の話につきましては、高度な予算編成をされたと理解をさせていただきたいと思います。

ただ、1点お伺いをさせていただきます。

不執行で残す繰越金というようなことの高度なテクニックが、ここで予算編成されたように思うんですけども、基金条例を廃止することに対する手続については、その時期については、どのように考えておられるのか。お伺いをしたいと思います。

**○議長（八木 淳）** 山下水道課長。

**○水道課長（山下 弘文）** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

基金条例の廃止につきましては、水道のほうの設置条例のほうを3月議会のときに提案させていただいて運用しておりますので、その中の附則の中で簡易水道基金条約廃止の報告もさせていただくように考えております。

以上です。

**○議長（八木 淳）** よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

質疑ございませんか。

（「なしの声」あり）

**○議長（八木 淳）** 質疑なしと認めます。

議案第61号、議案第62号及び議案第63号の3議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第64号「平成28年度度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第65号「平成28年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の2議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なしの声」あり）

**○議長（八木 淳）** 質疑なしと認めます。

議案第64号及び議案第65号の2議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第66号「町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第67号「度会町職員給与条例の一部を改正する条例について」の2議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。

（「なしの声」あり）

**○議長（八木 淳）** 質疑なしと認めます。

議案第66号及び議案第67号の2議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第68号「度会町税条例の一部を改正する条例について」、議案第69号「度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、議案第70号

「度会町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について」の3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。

(「なしの声」あり)

○議長(八木 淳) 質疑なしと認めます。

議案第68号、議案第69号及び議案第70号の3議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第71号「三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について」、議案第72号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の2議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。

(「なしの声」あり)

○議長(八木 淳) 質疑なしと認めます。

議案第71号及び議案第72号の2議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第73号「度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、議案第74号「度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の2議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なしの声」あり)

○議長(八木 淳) 質疑なしと認めます。

議案第73号及び議案第74号の2議案に対する質疑を打ち切ります。

暫時、休憩いたします。

(9時51分休憩)

(9時53分再開)

○議長(八木 淳) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### ◎議案の上程(発議第8号)

追加日程第1 お諮りします。

本日議員提出されました発議第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを、日程に追加し追加日程として議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

よって、発議第8号を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

**◎提案理由の説明（発議第8号）**

追加日程第2 発議第8号を議題といたします。

それでは、発議第8号に対して提出議員より提案理由の説明を求めます。

7番 濱岡裕之議員。

**○7番（濱岡 裕之） 発議第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について**

平成28年12月6日提出

提出者 度会町議会議員 濱岡裕之

賛成者 度会町議会議員 牧 幸作

同じく 若宮淳也

同じく 西井仁司

同じく 溝口周生

同じく 舟瀬 勝

同じく 登喜三雄

同じく 岡村広彦

同じく 木本タエ子

同じく 福井秀治

提案理由

人事院の平成28年8月8日付の国家公務員の給与に関する勧告により、度会町職員給与条例の改正を行うことに伴い、議員の期末手当の支給割合の改正を行うため、当該条例の一部を改正いたしたい。これが、この議案を提出する理由である。

以上でございます。

**○議長（八木 淳）** 以上で、提案理由の説明が終わりました。

**◎質疑（発議第8号）**

追加日程第3 これよりお手元に配付いたしました、発議第8号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

**○議長（八木 淳）** 質疑異議なしと認めます。

発議第8号に対する質疑を打ち切ります。

### ◎常任委員会付託（議案第60号～議案第72号）

日程第7 ただいま議題となっています、議案第60号から議案第72号については、お手元に配付いたしております、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

人事案件である議案第73号「度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、議案第74号「度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」及び議員提出された発議第8号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の3議案は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 異議なしと認めます。

### ◎閉議の宣言

本日は、これにて散会いたします。

（9時57分）